○経済産業省令第八号

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行に伴い、並びにガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第一条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一（第三十九条、第四十条、第四十三条、第九十七条、第九十八条、第百一条、第百五十三条、第百五十四条、第百五十七条関係）

工事の種類	工事計画届出対象	使用前検査対象
一　［略］	［略］	［略］
二　製造所の変更の工事（特定製造所に係るものを除く。）		
（一）　［略］	［略］	［略］
（二）　製造設備の設置の工事以外の変更の工事であつて、次の設備に係るもの		
1　ガス発生設備		
(1)　ガス発生器	1～3　［略］	4　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）に該当するものの改造であつて、排出ガス量又は出口における排出ガスの温度若しくは速度の変更を伴うもの（3に掲げるものを除く。） 5　大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当するものの改造であつて、能力の変更を伴うもの又はこれに係る一般粉じん

改正前

別表第一（第三十九条、第四十条、第四十三条、第九十七条、第九十八条、第百一条、第百五十三条、第百五十四条、第百五十七条関係）

工事の種類	工事計画届出対象	使用前検査対象
一　［略］	［略］	［略］
二　製造所の変更の工事（特定製造所に係るものを除く。）		
（一）　［略］	［略］	［略］
（二）　製造設備の設置の工事以外の変更の工事であつて、次の設備に係るもの		
1　ガス発生設備		
(1)　ガス発生器	1～3　［略］	4　ばい煙発生施設に該当するものの改造であつて、排出ガス量又は出口における排出ガスの温度若しくは速度の変更を伴うもの（3に掲げるものを除く。） 5　一般粉じん発生施設に該当するものの改造であつて、能力の変更を伴うもの又はこれに係る一般粉じん発生施設から排出され若しくは飛散する一般粉じんを防止